

関連する主な国内法令（航空法）

国土交通省航空局

1 法律の目的

国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

2 法律の概要（実証実験関係）

(1) 定義等

①航空機

人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他政令で定める機器

②無操縦者航空機

操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機

(2) 実証実験に必要な航空法の許認可等について①ロケット等の場合

<航空法上の手続き>

ロケット等を打ち上げる場合、航空交通管制圏等の空域においては国土交通大臣許可が必要。（航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものかを確認）

その他の空域では、国土交通大臣への通報が必要。

（関係規定）

・法第 99 条の 2（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の許可又は通報）

<事例（ロケット打上げに係る通報）>

- ・イプシロンロケット（JAXA）
 - 打上場所：鹿児島県内之浦宇宙空間観測所
- ・MOMO（インターステラテクノロジズ（株））
 - 打上場所：北海道大樹町

②無操縦者航空機の場合

<航空法上の手続き>

航空機の試験飛行等を行う場合、国土交通大臣許可が必要。（航空機の耐空性、飛行場所、地上の安全の確保等について確認。）

（関係規定）

- ・法第 11 条（試験飛行等の許可）
- ・法第 87 条（無操縦者航空機の許可）
- ・法第 97 条（飛行計画の通報） ※飛行の都度必要

<事例（試験飛行の許可取得）>

- ・ガーディアン
 - 2018 年 5～6 月に試験飛行を実施
 - 離発着場所は長崎県壱岐空港
 - 有視界飛行方式（VFR）により試験飛行を実施し、飛行中は常に随伴機を配置

3. その他

○サブオービタル機の実証実験機を「航空機（無操縦者航空機）」と位置づけるか否かにかかわらず、実証実験の安全性の確保、特に他の航空機への影響や第三者損害を防止する観点が必要不可欠。一義的には事業者はその責任があるが、事業者ごとに、その準備状況に応じて設置される「実証実験WG」において、ワンストップでリスクの洗い出しやその対処方針について検証するなど、実証実験の早期実施を目指す。